

十字の園ショートステイ利用料金

I. 個室を利用する場合(1日あたりの従来型個室利用料金)

2025年4月1日

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①併設型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)		451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位						
③夜勤職員配置加算(Ⅲ)		15単位						
④介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		66単位	82単位	90単位	99単位	109単位	119単位	129単位
⑤生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10単位/月						
食費の自己負担額(朝食・昼食・夕食) (段階別限度額)		標準(4段階):1600円、3段階②:1300円、3段階①:1000円、2段階:600円、1段階:300円						
居住費の自己負担額 (段階別限度額)		標準(4段階):1231円、3段階:880円、2段階:480円、1段階:380円						
1 日 分 の 標 準 自 己 負 担 額 概 算 【参考】	標準合計	3,390円	3,518円	3,584円	3,663円	3,748円	3,829円	3,909円
	第3段階② (世帯収入120万円超)	2,739円	2,867円	2,933円	3,012円	3,097円	3,178円	3,258円
	第3段階① (世帯収入80～120万円以下)	2,439円	2,567円	2,633円	2,712円	2,797円	2,878円	2,958円
	第2段階 (世帯収入80万円以下)	1,639円	1,767円	1,833円	1,912円	1,997円	2,078円	2,158円
	第1段階 (生活保護世帯等)	1,239円	1,367円	1,433円	1,512円	1,597円	1,678円	1,758円
	2割	3,948円	4,204円	4,336円	4,495円	4,664円	4,827円	4,987円
	3割	4,506円	4,891円	5,089円	5,327円	5,580円	5,824円	6,065円

II. 2人部屋・4人部屋を利用する場合(1日あたりの多床室利用料金)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①併設型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)		451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位						
③夜勤職員配置加算(Ⅲ)		15単位						
④介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		66単位	82単位	90単位	99単位	109単位	119単位	129単位
⑤生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10単位/月						
食費の自己負担額(朝食・昼食・夕食) (段階別限度額)		標準(4段階):1600円、3段階②:1300円、3段階①:1000円、2段階:600円、1段階:300円						
居住費の自己負担額 (段階別限度額)		標準(4段階):915円、3段階:430円、2段階:430円、1段階:0円						
1 日 分 の 標 準 自 己 負 担 額 概 算 【参考】	標準合計	3,074円	3,202円	3,268円	3,347円	3,432円	3,513円	3,593円
	第3段階② (世帯収入120万円超)	2,289円	2,417円	2,483円	2,562円	2,647円	2,728円	2,808円
	第3段階① (世帯収入80～120万円以下)	1,989円	2,117円	2,183円	2,262円	2,347円	2,428円	2,508円
	第2段階 (世帯収入80万円以下)	1,589円	1,717円	1,783円	1,862円	1,947円	2,028円	2,108円
	第1段階 (生活保護世帯等)	859円	987円	1,053円	1,132円	1,217円	1,298円	1,378円
	2割	3,632円	3,888円	4,020円	4,179円	4,348円	4,511円	4,671円
	3割	4,190円	4,575円	4,773円	5,011円	5,336円	5,508円	5,749円

※送迎サービス利用時には、片道184単位加算させていただきます。(算定する場合は、介護職員等処遇改善加算の単位数に影響します。)

※ショートステイの利用料は、個室・多床室を利用する場合及び世帯収入による負担限度額区分により異なります。

※上記料金は、1日あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

《加算について》

1. サービス提供体制強化加算(Ⅰ):22単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上であることが加算の条件となります。当事業所では、この条件を満たしています。

2. 夜勤職員配置加算(Ⅲ):15単位/日

夜勤時間帯(17:00～翌日9:00)の介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていることが条件となります。当事業所では、最低基準6人に対し7人以上を配置しており、この条件を満たしています。

3. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等の処遇改善のための加算です。

4. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ):10単位/月

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、生産性向上ガイドラインの内容に基づき業務改善を継続的に実施、見守り機器・インカム・介護記録ソフトウェア等のICT機器を1つ以上導入、事業年度毎に1回厚生労働省に実績データを提出している場合に算定します。

5. 7級地における介護報酬額:1単位の単価 1,017/1,000

国家公務員の地域手当に準じた7区分の地域割りにより、浜松市の地域区分は、7級地となります。
7級地では、単位数に10.17円を乗じた金額が費用額(10割分)となり、費用額から保険請求額(9割分)を引いた額が利用者負担額(1割分)となります。

6. 療養食加算:8単位/回

主治医より、疾患治癒の直接手段として、医師より発行された食事箋の基づき、療養食を提供した場合に算定します。尚、この場合療養食の献立を、管理栄養士により作成します。

7. 緊急短期入所受入加算:90単位/日(7日・やむを得ない事情がある場合は14日)を限度

利用者や家族様の状況に合わせて短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定します。

《食費について》

食費(材料費・調理代)は、朝食350円、昼食700円、夕食550円です。表面の利用料金表は、1日分1600円(朝食・昼食・夕食の合計)での表記であり、入園日・退園日などで朝食や夕食を召し上がらなかった分は差し引かれた料金となります。

『介護保険負担限度額認定証』で、第3段階の認定を受けている方

第3段階①:朝食203円、昼食471円、夕食326円 第3段階②:朝食263円、昼食613円、夕食424円

『介護保険負担限度額認定証』で、第1段階～第2段階の認定を受けている方についても1食毎の食費の設定となりますが、ご負担していただく料金は、それぞれの段階で設定されている上限金額までとなります。

第2段階:600円 第1段階:300円

経管栄養の利用者などで持参される方は食材料費を除く額を調理代として600円徴収させていただきます。

《連続して30日以上長期利用について》

要介護1～5	連続して30日毎に自費が発生します。また、31日～60日は基本報酬から30単位の減算を行います(長期利用者提供減算)。61日以降は、長期利用の適正化のための報酬単位になりますが、当事業所は併設型の単位数で31日以降の単位数と同じになるように、要介護1が573単位、要介護2が642単位、要介護3が715単位、要介護4が785単位、要介護5が854単位に減算されます。
要支援1～2	連続して30日毎に自費が発生します。31日以降は、基本報酬が要支援1が442単位、要支援2が548単位に減算されます。

《介護保険給付対象外費について》

医療材料費や喫茶代や理美容代等の介護給付費対象外費(別紙)につきましては、ご利用された場合のみ徴収させていただきます。

利用料金について説明を受け、内容に同意しました。

同意年月日 年 月 日 署名(ご利用者)

(代理人)

印